

令和4年第5回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和4年5月30日（月）午後2時

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 市村 依子 委 員 畠中 勝身

委 員 的場 麻子 委 員 中澤 安弘

3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、学校教育総務課長 奥 成久

生涯学習課長 松田 正弘、学校教育総務課教育総務担当係長 岡 康一

4. 議事の次第

寺内次長

<開会>

加堂教育長

<挨拶>

皆さん、こんにちは。

気が付けば5月の末を迎えております。沖縄では既に梅雨空になって、今日も天候が怪しいです。去年は非常に早い梅雨入りでしたが、今年は6月に入ってからになるようです。体調管理が難しい時期になりますので、ご自愛いただきたいと思います。

今日の案件は、議案が5件と報告が1件です。最後まで慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、定例会を始めてまいります。会議録の署名について、第5回定例会会議録署名委員は市村委員にお願いします。

それでは議事に入ります。議案第19号「能勢町結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、能勢町附属機関に関する条例第1条第2号の規定により、教育委員会の附属機関として設置されている能勢町結核対策委員会委員について、同委員会の設置要綱第3条第2項の規定により委嘱することにつき、教育委員会の承認を求めるものです。

1ページの委員名簿に記載しているとおり、5名の方に委嘱することとしています。名簿の一番下、学校代表の安里養護教諭が新任となります。他の4名の方は再任です。

任期については、設置要綱第5条第1項の規定により、令和5年3月31日まで

	としています。 議案第19号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。
加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第19号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第19号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第20号「能勢町子ども・子育て会議委員の選出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、本年3月31日付任期満了に伴い、1ページに添付している資料のとおり、5月20日付で町長から委員の選出につき依頼があったことを受けまして、提案をさせていただくものです。 教育委員からの選出については、子ども・子育て会議設置条例第3条第2項第5号の「その他町長が必要と認める者」との位置付けとされているところです。任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までです。 教育委員の中からの互選という形になります。ご選出いただくようお願いいたします。 以上、議案第20号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。 特にないようですので、選出をお願いしたいと思いますが。
畠中委員	的場委員にお願いできたらと思います。
加堂教育長	的場委員、引き続きということでよろしいでしょうか。
的場委員	はい。

加堂教育長

議案第20号については、的場委員を選出することに決定しました。

続きまして、議案第21号「能勢町いじめ重大事態調査委員会等の設置に関する条例の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

この議案第21号及び次の議案第22号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、6月15日に開会される6月定例会議において提出される予定の案件のうち、教育委員会に関連するものにつき意見を求めることとするものです。

本件は、能勢町いじめ重大事態調査委員会等の設置に関する条例の制定です。1ページの概要書をご覧ください。

本町では、平成28年度からいじめ調査委員会を設置しており、その委員として弁護士資格を有する方に委嘱してきたところです。今般、いじめ防止対策推進法に定める重大事態の調査を、附属機関を立ち上げて実施することとしたときには、日本弁護士連合会が平成30年9月に策定した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」に沿った対応が必要と判断したところです。

このことから、いじめ再調査委員会を所管する総務課と協議、調整を行い、町長の附属機関であるいじめ再調査委員会と、教育委員会の附属機関である現在のいじめ調査委員会を一本の条例により定めることとし、併せて、本町のいじめ対策に関して専門家や有識者のご意見を伺うため、常設の附属機関を別に設置しようとするものです。

2ページ以降の条例案をご覧ください。条文に沿って概要を説明させていただきます。全部で5章、13条建ての条例としています。

まず、第1章、第1条ですが、この条例の趣旨を定めています。

第2章の能勢町いじめ重大事態調査委員会ですが、第2条において教育委員会の附属機関として能勢町いじめ重大事態調査委員会を設置することを定めています。根拠となっているいじめ防止対策推進法の条文については、7ページに添付していますので、ご参照をお願いします。

第3条、調査委員会の所掌事務を定めています。調査委員会は、重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申を行う組織であることを明記しています。ここに記載のとおり、この調査委員会は重大事態が発生した場合に設置することとしていることから、その役割を明確にするため、これまでの「いじめ調査委員会」という名称に「重大事態」という文言を追加することとしました。

第4条、調査委員会の組織です。第1項において委員を5人以内で組織すること、第2項において法律等の専門的な知識、経験を有する者を委員として委嘱すること、第3項においてその任期を教育委員会からの諮問に対する答申が終わるまでとすることを定めています。

第5条においては、重大事態に係る事実関係の調査を補助させるために、調

査補助員を置くことができることなど、調査補助員に関することを定めています。これは、冒頭に申し上げた日弁連のガイドラインに沿った規定です。

次に、第3章、能勢町いじめ再調査委員会です。

第6条、この再調査委員会については、町長の附属機関として設置するものです。

第7条、再調査委員会の所掌事務です。いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定を引用する形で定めています。

第8条は準用規定です。調査委員会に係る第4条の組織及び第5条の調査補助員に関する規定を、再調査委員会について準用することを定めています。

次に、第4章、能勢町いじめ問題懇話会です。これは、現在のいじめ調査委員会の役割の一部を担っていただくものとして設置するものです。

第9条では、教育委員会の附属機関として、地方自治法に基づいて設置することを定めています。

第10条の所掌事務です。冒頭に申し上げましたとおり、本町のいじめ対策全般について、専門家や有識者からご意見やご助言を伺いたいと考えています。

第11条の組織についてです。第1項及び第2項については、調査委員会及び再調査委員会と同様ですが、事案の発生に伴い設置されるそれらの委員会とは異なり、第3項においてその任期を概ね2年以内と定め、常設の機関として設置したいと考えています。

次に、第5章、雑則です。

第12条は守秘義務に関する規定です。調査委員会等の委員、調査補助員に対し、その職を退いた後も守秘義務を課すこととしています。

第13条については、委員等の報酬等に関する規定です。第1項の本文において、通常の会議に出席したときの報酬を出務1日につき7,000円と定めています。これは、本町の他の附属機関の委員等の報酬に合わせたものです。同項ただし書として、重大事態に係る調査等に従事する場合は、勤務1時間につき11,000円と定めています。これは、日弁連のガイドラインに沿った規定です。

附則の第1条として、この条例の施行日を公布の日と定めています。

第2条及び第3条については、現在のいじめ調査委員会及びいじめ再調査委員会に関することを定めている能勢町附属機関に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につき、本件条例を制定することにより重ねて定める必要がなくなることから、それぞれ該当部分を削除する旨を定めるものです。5ページ及び6ページにそれぞれ新旧対照表を添付していますので、ご確認をお願いします。

なお、日弁連のガイドラインも参考資料として配布していますので、ご参照いただくようお願いします。

議案第21号についての説明は以上のとおりです。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。
畠中委員	条例はこれでよいと思いますが、重大事態の判断は誰がするのですか。
寺内次長	教育委員会で判断することになります。 7 ページのいじめ防止対策推進法第28条第 1 項第 1 号及び第 2 号に重大事態が明記されていますので、実際に起こったいじめの事案がこれに該当するかどうかを教育委員会で判断し、調査委員会に諮問するかどうかを決めることとなります。
畠中委員	いじめに、重大でないことがあるのですか。
寺内次長	実際、学校では一定数のいじめを認知していますが、いずれも重大事態には該当しないものとして判断しています。関係する児童生徒には適切に指導等の対応をしています。
市村教育長 職務代理	この調査委員会は、どのような時期に開催されるのですか。
寺内次長	これまでの調査委員会では、年度が変わった 5 月、6 月頃に開催し、前年度のいじめの状況を説明させていただき、ご意見を伺ってきたところです。
中澤委員	この重大事態調査委員会、再調査委員会、いじめ問題懇話会の委員ですが、事案が発生すればすぐに動き出さないといけないと思います。それぞれ人選はできていますか。
寺内次長	メンバーとしては、弁護士、社会福祉士、臨床心理士、教育関係者、有識者等を想定しています。日弁連のガイドラインに記載されているとおり、推薦依頼をしてから 1 月半ほどかかるようですので、事案が発生した段階で弁護士会との調整に入りたいと思っています。 また、いじめ問題懇話会の委員については、この 3 月までのいじめ調査委員会の委員に引き続きお願いしたいと考えています。
加堂教育長	他に質疑はございますか。 ないようですので、これから採決を行います。議案第21号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第22号「能勢町教育委員会所管に係る令和4年度6月補正予算」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、一般会計補正予算（第3号）のうち教育委員会関係の補正です。 1ページをお願いいたします。学校教育総務課所管の事務局費の補正です。先ほど承認いただいたいじめ重大事態調査委員会等の設置に関する条例の中で、いじめ問題懇話会を常設のものとして設置することとしているため、当初予算で計上しているいじめ調査委員会委員報酬に代えて、いじめ問題懇話会委員報酬を計上するなど、所要の補正を行うものです。減額分との相殺により、合計で19千円の増額補正となります。 2ページをお願いします。同じく学校教育総務課所管の人権教育推進事業に関する補正です。これは、国の人権教育研究推進事業において、能勢ささゆり学園が研究指定校として指定されたことを受け、100%の委託事業として、3ページから9ページまでに添付している事業実施計画書に沿って取り組んでいくこととするため、所要の経費246千円を計上するものです。事業内容については、計画書に記載しているとおりです。詳細の説明については、割愛をさせていただきます。 続いて、10ページ以降は生涯学習課関係の補正予算となります。 まず、10ページ、歳入のみの補正となりますが、芸術文化振興基金繰入金で2,000千円減額します。これは、当初予算において能勢人形浄瑠璃創造発信事業に同基金から5,900千円を繰り入れて充当することとしていたところ、上段に記載のとおり、大阪府町村長会との共催事業となることが決定し、同会から負担金を受けることとなったことから、その財源内訳を変更するため、減額補正を行うものです。 次に、12ページをお願いします。淨るりシアターの舞台部分の照明設備機能強化に係る補正です。これについては、平成5年6月のこけら落としでスタートし、来年には30周年を迎えることとなる同シアターの舞台部分の照明設備が老朽化してきていることから、これを更新することとするものです。併せて、それらの照明を操作する設備を整備し、機材の操作性や機器の取扱いやすさを大きく向上させ、ホールの利用者が自ら操作し、自ら演出することができるよう新たな機能を付加することとしています。このことにより、住民参画型の芸術文化活動ができる施設としてリニューアルを図りたいと考えるものです。これらの整備に係る経費として、工事請負費49,000千円を増額補正します。その財源として、中段の

歳入欄に記載のとおり、これは理財課所管の予算となりますが、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金の37,500千円が充当されることとなっています。

次に、14ページの芸術文化振興基金積立金の補正です。これについては、上段に記載のとおり、槻峯寺建立修行縁起絵巻複製制作実行委員会から、本町の文化財保護のためにいただいた寄附金782,644円を、芸術文化振興基金に積み立てるものです。

最後に、この補正予算に伴い、令和4年度の教育基本方針の別冊について、16ページ及び17ページに示しているとおり、その一部を改訂することとしていますので、ご確認をお願いします。

議案第22号についての説明は以上のとおりです。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

畠中委員

舞台装置の照明器具のLED化は舞台部分だけですか、今後の計画はありますか。

松田課長

舞台部分だけです。その他、ロビーや電球が切れた部分等は、順次LED化しています。

畠中委員

この工事は、一般競争入札ですか。

松田課長

通常、一般競争入札になりますが、現機構を活用するため、元々のメーカーに合わせる必要があることから、一般競争入札には適さないと現時点では考えています。

的場委員

いじめ問題懇話会委員の費用弁償5千円は、5名で5千円ということですか。

寺内次長

当初予算で3人分の費用弁償を組んでいましたので、プラス5千円で2万5千円の予算となるものです。

市村教育長
職務代理

3ページの人権教育研究指定校事業は、1年間だけの事業でしょうか。

寺内次長

はい。1年間です。

市村教育長

先ほど、淨るりシアターの照明の話が出て、住民も操作できるようになるとの

職務代理	ことですが、使用料は上がりますか。
松田課長	使用料は上がりません。
畠中委員	工期はどれくらいですか。
松田課長	3週間から4週間です。なるべく使用者の方に影響がないようにしたいと考えております。
加堂教育長	他に質疑はございますか。 ないようですので、これから採決を行います。議案第22号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第22号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第23号及び報告第3号に入るわけですが、これらにつきましては人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開にしたいと思いますが、よろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	これらにつきましては、非公開とさせていただきます。
	※議案第23号及び報告第3号 承認
加堂教育長	これより会議を公開します。 それでは続きまして「令和4年第4回定例会会議録」の承認を行います。 何か意見などがあればお願いします。 ないようですので、「令和4年第4回定例会会議録」を承認してよろしいですか。
一同	異議なし。

加堂教育長

「令和4年第4回定例会会議録」を承認します。

次に「教育長報告」を行います。

5月6日(金) 大阪府町村教育委員会連絡協議会理事会が開催されました。

5月10日(火) 能勢地域学校連携・一貫教育総会を開催しました。

5月13日(金) 校長・副校長会を開催しました。

5月17日(火) 教頭会を開催しました。

学校運営協議会を開催しました。

5月20日(金) 大阪府町村教育委員会連絡協議会定期総会が開催されました。

5月21日(土) 能勢ささゆり学園体育大会(5～9年生)が開催されました。

5月23日(月) 地域学校協働本部会議を開催しました。

5月25日(水) 豊能地区教職員人事協議会が開催されました。

能勢町体育連盟総会が開催されました。

5月26日(木) B&G海洋センター近畿ブロック総会が開催されました。

5月30日(月) 教育委員会定例会を開催しています。

引き続き「議会関係」です。

5月31日(火) 5月会議本会議が開催されます。

続きまして、その他に入ります。

その他について、事務局より何かありますか。

寺内次長

○後援名義の使用許可について

※配布資料により説明

(後援名義)

・映画「ひまわり」上映会

・本田 亮 SDGs ユーモアイラスト展

○第17回小中一貫教育全国サミット in 飯塚について

※配布資料により説明

期 間 11月4日(金)～11月5日(土)

場 所 福岡県飯塚市

奥課長

○里山ファミリーについて

※配布資料により説明

説明会 6月11日(土) 午前10時

場 所 府立豊中高校能勢分校

	○能勢分校 1 日体験学習会について ※配布資料により説明 開催日 7月2日（土）、10月22日（土）、12月10日（土）
松田課長	○令和4年度 能勢町地域学校協働本部本部員名簿について ※配布資料により説明 17名に委嘱（委嘱日：令和4年5月23日） 委嘱期間：委嘱の日からその日が属する年度の末日まで
加堂教育長	それでは、次回、第6回定例会の日程調整をさせていただきたいと思います。 第6回定例会の日程は、6月30日（木）でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
加堂教育長	第6回定例会の日程は、6月30日（木）に決定いたしました。 続いて、7月定例会の日程を事務局からお願いします。
寺内次長	7月定例会の日程につきましては、7月28日（木）午後1時30分からでお願いしたいと思います。
加堂教育長	よろしいでしょうか。
一同	異議なし。
加堂教育長	それでは、7月の定例会の日程につきましては、7月28日（木）午後1時30分からと決定いたしました。 他にございませんか。 （特になし） ないようですので、これで本日の定例会を終了いたします。
	（閉会 午後3時3分）

上記は、会議の経過（要旨）を記したものであり、これを証するためここに署名します。

教 育 長

委 員